

藤井寺市職員の懲戒処分に係る公表指針

1 趣旨

この基準は、市民に信頼される公正で透明な市政の確立とともに、公務員倫理の保持の徹底と不祥事の防止を図るため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づく職員の懲戒処分を行った場合の公表に関する基準を定めるものとする。

2 公表対象

地方公務員法に基づく懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）はすべて公表するものとする。

3 公表内容

次のとおり処分の内容を公表するものとする。

- (1) 被処分職員の所属名
- (2) 被処分職員の職名
- (3) 処分内容
- (4) 処分年月日
- (5) 処分に至った事実の概要

なお、警察で被処分職員の氏名が公にされている場合は、被処分職員の氏名を公表するものとする。

4 公表の例外

処分の対象となった被処分職員の行為による被害者又はその関係者のプライバシー保護及び人権等への配慮が必要で、被害者が公表しないことを求めている場合は、公表内容の全部又は一部を公表しないことができるものとする。

5 公表時期

懲戒処分を行った後、速やかに公表するものとする。

6 公表方法

報道機関等への資料提供その他適宜の方法によるものとする。

7 施行期日

この基準は平成29年4月1日から施行し、同日以降に行った懲戒処分について適用する。

改正後の基準は、令和6年6月1日から施行し、同日以降に行った懲戒処分について適用する。